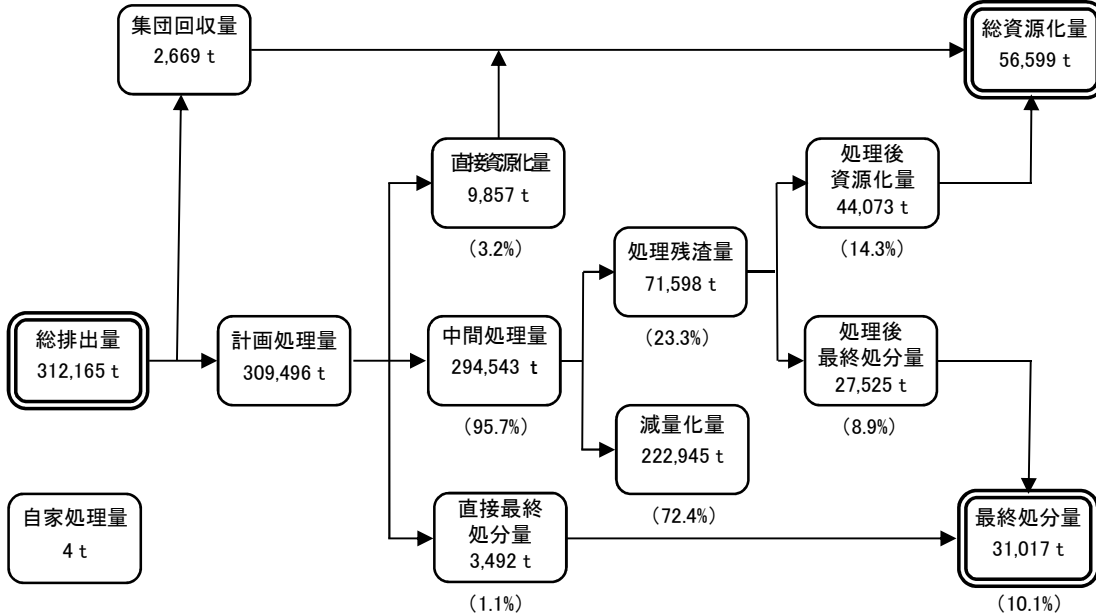


(参考 1)

1. 一般廃棄物の状況(令和元年度)

I ごみの状況

【ごみ処理の流れ(令和元年度)】



※ごみ総処理量＝直接資源化量＋中間処理量＋直接最終処分量であり、翌年度への繰り越しや、搬入時と処理時の計量器の違いなどにより、「計画処理量」とは一致しない。

※()内の数値はごみ総処理量に占める割合。

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

【ごみ処理の内訳】

ごみ総処理量 307,892t (100%)		
焼却による減量 222,945t (72.4%)	最終処分場で埋立 31,017t (10.1%)	資源化量 53,930t (17.5%)

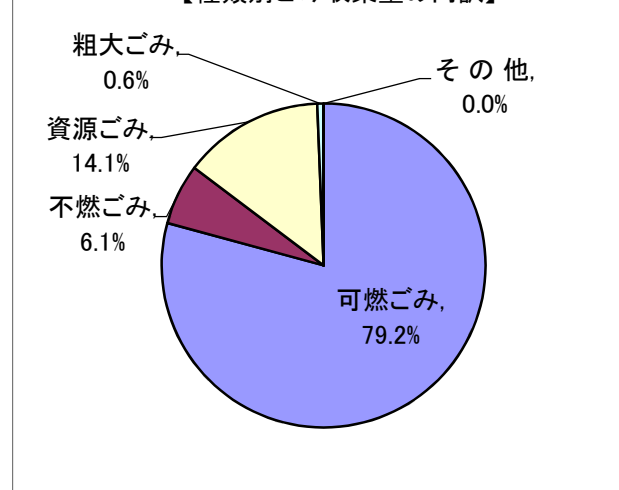
$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量 } 53,930\text{t} + \text{集団回収量 } 2,669\text{t}}{\text{ごみ総処理量 } 307,892\text{t} + \text{集団回収量 } 2,669\text{t}} = 18.2\%$$

【ごみ総排出量の内訳】

(単位:トン)

収集量合計 (A)	296,879	(100%)
内訳	可燃ごみ	235,172 (79.2%)
	不燃ごみ	18,033 (6.1%)
	資源ごみ	41,785 (14.1%)
	粗大ごみ	1,870 (0.6%)
	その他	19 (0.0%)
直接搬入量 (B)	12,617	
計画処理量 A+B (C)	309,496	
自家処理量 (D)	4	
集団回収量 (E)	2,669	
総排出量 C + E (F)	312,165	

【種類別ごみ収集量の内訳】



(単位：ト)

	平成30年度	令和元年度	増減	前年度比
生活系ごみ搬入量	207,665	208,079	414	0.2%
事業系ごみ搬入量	100,777	101,417	640	0.6%
集団回収量	2,895	2,669	△226	△7.8%
ごみ総排出量	311,337	312,165	828	0.3%

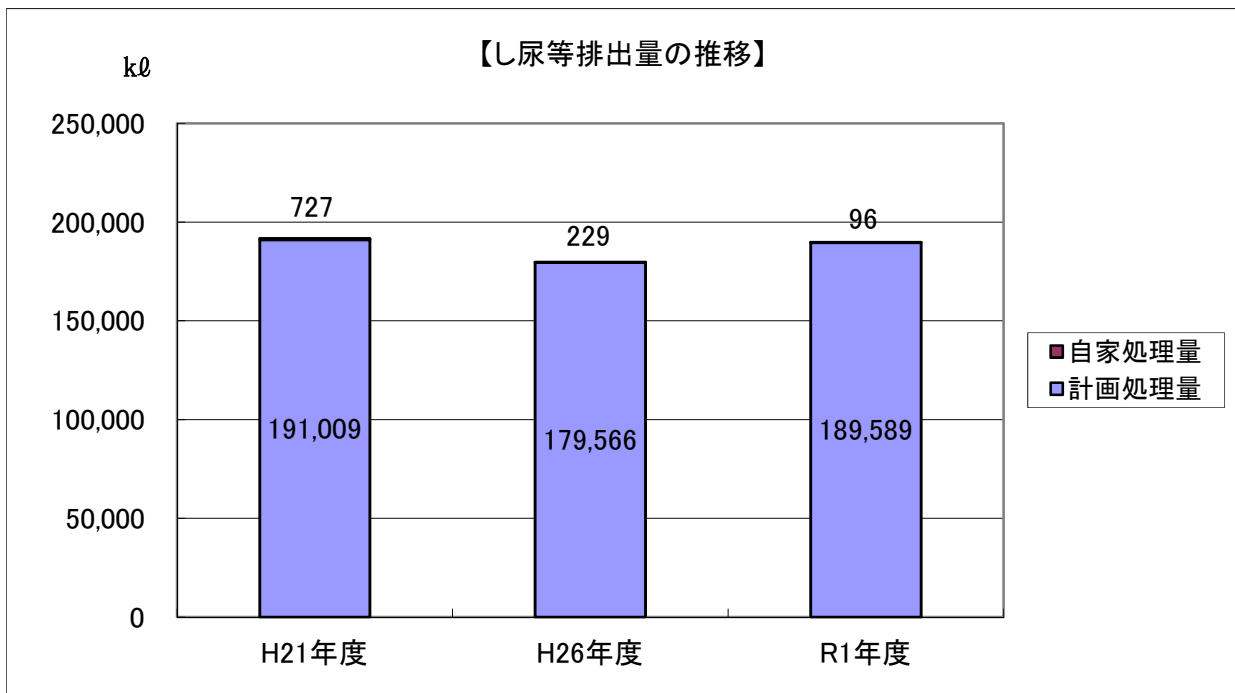
II し尿の状況

【し尿・浄化槽汚泥処理の状況】

(単位：kℓ)

	計画処理量			自家処理量	総処理量
	くみ取りし尿	浄化槽汚泥	計		
令和元年度	53,439	136,150	189,589	96	189,685

【し尿等排出量の推移】



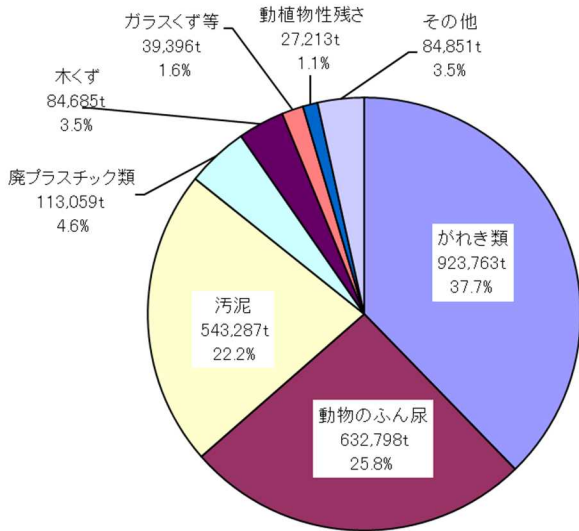
総	人口	982,235 (a)
非	水洗化人口	73,134
	計画収集人口	72,734
	自家処理人口	400
水	水洗化人口	909,101 (b)
	公共下水道人口	399,774
	コミュニティプラント人口	415
	浄化槽人口	508,912
	単独浄化槽	191,537
合併浄化槽	317,375	

水洗化率 (b ÷ a)

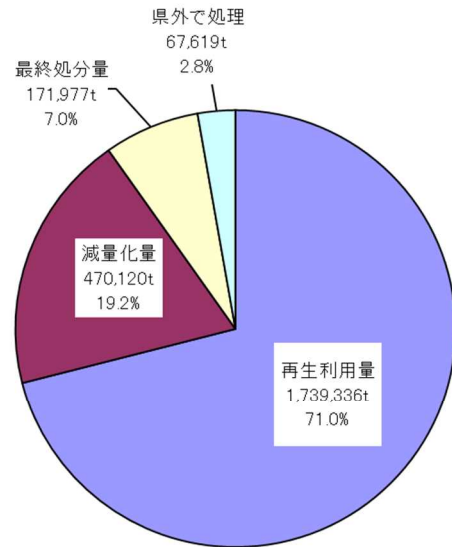
92.6%

2. 産業廃棄物の状況(令和元年度)

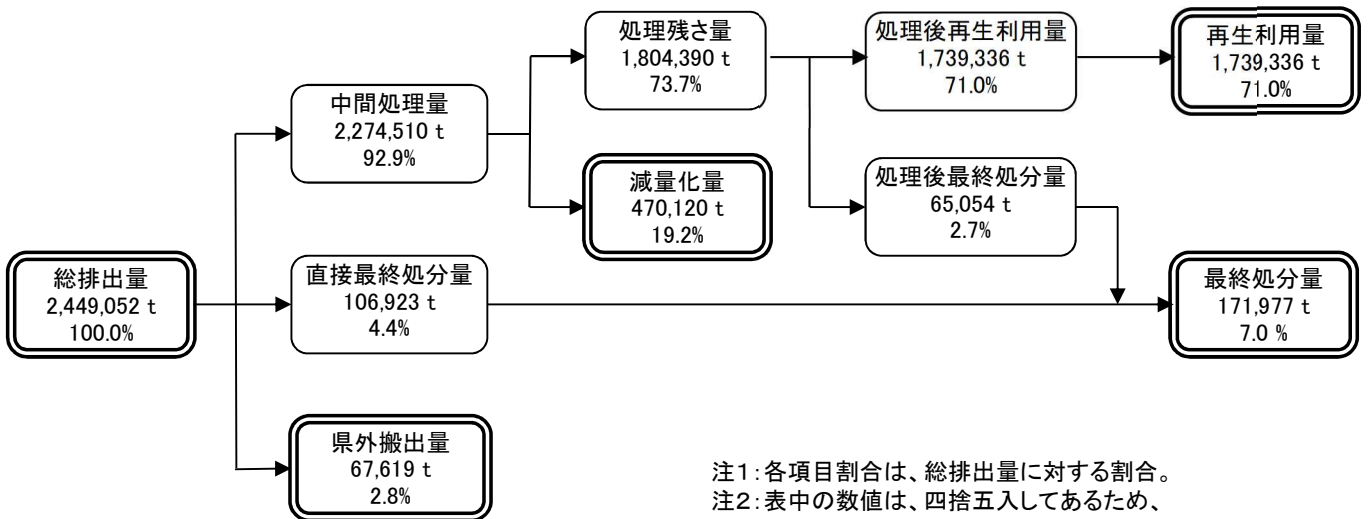
【産業廃棄物種類別排出量(単位トン)】



【産業廃棄物の処理状況(単位トン)】



【産業廃棄物処理の流れ】



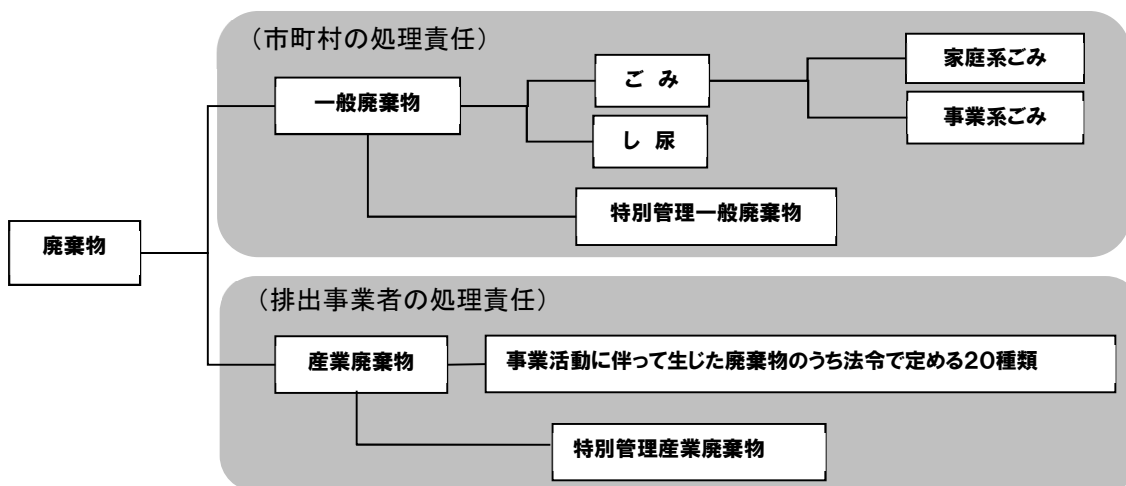
注1: 各項目割合は、総排出量に対する割合。
 注2: 表中の数値は、四捨五入してあるため、
 合計が合わない場合がある。

(参考2) 廃棄物の区分と定義

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡すことができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物又は不要物で、固形状又は液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものはこの法律の対象外となっています。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のことをいいます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいます。

また、これらの廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」と分類し、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することとされています。



○産業廃棄物20分類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、* 紙くず、* 木くず、* 繊維くず、* 動物又は植物に係る固形状の不要物、* 動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物以外)・陶磁器くず、鋳さい、工作物除去等のコンクリート破片等、* 動物のふん尿、* 動物の死体、ばいじん

上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

(*は業種指定)

○特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物

一般廃棄物、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

(参考3) 廃棄物の減量化の目標【香川県廃棄物処理計画】（平成27年12月策定）

1. 一般廃棄物

令和2年度目標設定の考え方

総排出量 平成25年度から4.0万トン減の29.0万トンと設定
 リサイクル率 前計画の目標を据え置き24%と設定
 最終処分量 平成25年度から0.6万トン減の3.0万トンと設定
 1人1日当たりの排出量 平成25年度から80グラム減の815グラムと設定

	平成25年度 (実績値)	令和2年度 (目標値)
総排出量	33.0万t	29.0万t
リサイクル率	20.1%	24.0%
最終処分量	3.6万t	3.0万t
1人1日当たりの排出量	895g	815g

2. 産業廃棄物

令和2年度目標設定の考え方

総排出量 前計画の策定前の実績（H22年度242.0万トン）まで減少させることを目指し、242.0万トンと設定
 リサイクル率 毎年0.2%ずつ向上することを目指し、71.5%と設定
 最終処分量 総排出量が減少し、リサイクル率が向上することを目指し、17.2万トンと設定

	平成25年度 (実績値)	令和2年度 (目標値)
総排出量	243.6万t	242.0万t
リサイクル率	70.1%	71.5%
最終処分量	18.1万t	17.2万t

3. 一般廃棄物、産業廃棄物共通

令和2年度目標設定の考え方

廃棄物不適正処理苦情件数 県・市町等の取組強化により、苦情件数の減少を目指す

	平成26年度 (実績値)	令和2年度 (目標値)
廃棄物不適正処理苦情件数	160件	減少